

# 議 会 報 告 会

## ～開かれた議会を目指して～

議会報告会は、開かれた議会として、皆様に議会の内容を報告し、皆様からのご意見などをお伺いすることを目的として開催するものです。

また、報告会は、那珂市議会として実施するものであり、議会として決定したことなどを主に報告することを目的としております。議員個人の活動や見解、意見を報告説明することは、差し控えさせていただきますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

◎平成 28 年 10 月 22 日（土）午前 10 時 総合センターらぼーる

◎平成 28 年 10 月 23 日（日）午前 10 時 ふれあいセンターごだい

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 出席議員紹介
- 3 議長あいさつ
- 4 議会報告  
9 月定例議会の議決事項などを中心に報告します
  - ①議会運営委員会報告（定例会概要と議会改革推進概要）
  - ②総務生活常任委員会報告（委員会審議概要）
  - ③産業建設常任委員会報告（委員会審議概要）
  - ④教育厚生常任委員会報告（委員会審議概要）
  - ⑤原子力安全対策常任委員会報告（委員会審議概要）
- 5 休 憩（10 分）
- 6 ご質問・ご意見
  - ①議会報告について
  - ②市政に関することについて
- 7 閉 会

# 議会運営委員会報告書

## 1 那珂市議会の概要

①議員定数 18名

②定例会 年4回開催（3月、6月、9月、12月）

③議会の委員会等の構成

◆議会運営委員会（議会運営などを審査）

◆常任委員会（主に議案や請願などを審査）

・総務生活常任委員会

企画部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部、議会事務局の所管に属する事項、他の委員会に属さない事項

・産業建設常任委員会

産業部、建設部、上下水道部の所管に属する事項

・教育厚生常任委員会

保健福祉部、教育委員会の所管に属する事項

・原子力安全対策常任委員会（平成26年3月設置）

原子力関連施設の防災、安全対策等の所管に属する事項

◆特別委員会（特定案件の調査のために設置）

・災害対応調査特別委員会（平成28年9月設置）

災害時の議会及び議員の対応、連絡体制等に関する事項

◆会議規則で定める会議

・全員協議会（主に議案以外の案件を審査）

・議会広報編集委員会（議会だより編集）

## 2 議会運営委員会の概要

・所管事項（地方自治法第109条第3項）

議会の運営に関する事項

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

議長の諮問に関する事項

・主な審査内容など

定例会の会期日程（案）作成、議案の委員会付託、一般質問の調整  
会期日程の変更、議会改革推進など議会運営に関するもの

## 3 議会改革の推進状況

・平成24年9月19日～平成26年3月3日 議会改革特別委員会

議会改革の指針となる議会基本条例を制定（平成25年10月）

第1回議会報告会を開催（平成26年1月）

- ・平成 26 年 3 月から 議会運営委員会が議会改革を継続して推進
  - 議員費用弁償の改正（平成 26 年 4 月から日額 2,000 円⇒0～360 円）
  - 原子力安全対策特別委員会を常任委員会化（平成 26 年 3 月）
  - 市長附属機関への議員就任の見直し（平成 26 年 4 月から）
  - 議員勉強会の実施（平成 26 年 4 月から）
  - 議会報告会の実施（平成 26 年 1 月から）
  - 政務活動費の運用指針を見直し、使途を明確化（平成 27 年 3 月から）

#### 議員勉強会の実施状況

実施日	内 容	講 師
H26.4.25	那珂市の財政状況について	市財政課課長補佐
H26.7.28	会津若松市議会の先進的な取り組み 「政策形成サイクルの内容」 「議決責任と議員間討議」	会津若松市議会議員 目黒 章三郎 氏
H26.11.14	自治体と地方議会の危機管理 住民投票制度の展望と課題	茨城大学大学院准教授 馬渡 剛 氏
H27.2.10	市民協働の時代における二元代表制と議会	常磐大学教授 林 寛一 氏
H27.7.22	議会改革はコミュニケーション改革	麗澤大学地域連携センター 客員研究員 松野 豊 氏
H28.7.8	障害者差別解消法について 「障害者差別解消法が施行された今、何が 必要か」	茨城大学非常勤講師 有賀 絵理 氏

#### 4 議員定数、報酬等の改正

平成 26 年 3 月に議員定数等調査特別委員会を設置し、近隣及び全国と同規模人口形態の市議会の状況を調査するとともに、公聴会を開催して、市民の方からの意見聴取を行い、委員会で協議をした結果、以下のとおり改正を行うことを決定し、平成 27 年 2 月に特別委員会を終了。平成 28 年 3 月 10 日から実施。

- ・議員定数を 4 人削減し、18 人とする。
- ・議員報酬を月額 5 万円増の、395,000 円とする。
- ・政務活動費を月額 2 万円から 1 万円に減額し、年間 12 万円とする。

## 5 定例会の流れ

年4回の定例会では、概ね18日程度の会期中に、本会議や委員会などの日程が組まれます。(9月に行われた定例会の会期日程は別表をご覧ください。)

### 1日目 開会、会期の決定、議案の上程・説明など

※議案の上程とは、市長や議員などが提出する議案について、議事日程に組み入れて議題とし、審査の対象とすることをいいます。

### 3～4日目 一般質問、議案質疑、議案・請願・陳情の委員会付託

※一般質問とは、議員が市政全般に関して、事務の執行状況や将来の方針などを市長及び市執行部に質問し、回答を求めることをいいます。

※議案質疑とは、提出された議案の不明な点や詳しく知りたい点について、提出者に問いただすことをいいます。

※委員会付託とは、議会での議決に先立って、議案等をより詳しく専門的に検討をするため、所管の委員会に審査を託すことをいいます。

### 8～11日目 常任委員会 (付託された案件の審査を行います)

### 17日目 議会運営委員会 (次期定例会の会期日程等を審議します)

#### 全員協議会

(各常任委員会に市執行部から報告のあった案件などを、委員長が全議員に報告します。追加の議案等がある場合は、提出者がその説明を行います。)

### 18日目 委員長報告、議案の討論・採決、閉会

※委員長報告とは、各常任委員会に付託され、審査した案件について、その結果を報告するものです。

※討論とは、採決の前に、議題となっている案件について、議員が賛成か反対かの意見を表明することをいいます。

※採決とは、議題となっている案件について、賛成か反対かの意思表示を求め、それを集計することをいいます。起立による採決や、異議がないかをはかる簡易採決などがあります。

# 総務生活常任委員会報告書

## 1 平成27年度の主な活動内容

- (1) 開催回数 12回 (うち市外視察1回)
- (2) 調査事項 防災について (平成27年7月調査完了)

## 2 報告案件

	案 件 等	内 容
1	瓜連駅北側市有地等 (旧日本サーボ株式会社瓜連工場跡地) の利活用について	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地 市有地 (10,977.25 m<sup>2</sup>) のみ利用</li><li>・特別養護老人ホームの建設・運営 代表事業者：社会福祉法人誠慈会</li><li>・クリニックの建設・運営 共同事業者：医療法人藤慈会 藤井病院</li><li>・院外薬局の建設・運営 共同事業者：株式会社クオン</li><li>・開設 平成30年8月予定</li></ul>
2	議案第72号 平成28年度那珂市一般会計補正予算 (第3号)  総務生活常任委員会所管部分の財産管理事務費について	<ul style="list-style-type: none"><li>・財産管理事務費中の1550万円については、市で寄付を受けた菅谷地内の土地建物について、その建物の解体工事に係る費用です。 この土地建物は、相続等に問題があり、現在建物は危険な空き家となっている。 市では、建物の解体工事後、土地の売却を行い、その収益を解体工事費用に充てることを予定している。 しかし、建物にアスベストが含まれていることなどがわかり、当初の見込みより解体工事費用が増額となった。</li></ul>
3	住民票の写し等のコンビニ交付の導入について	<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカードを利用しコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で住民票の写しなどの証明書を交付するサービスです。 ・開始時期 平成29年1月開始予定</li></ul>

# 産業建設常任委員会報告書

## 1 平成27年度の主な活動内容

- (1) 開催回数 10回（うち市内視察1回）
- (2) 調査事項 那珂市の農業の振興について

## 2 報告案件

(1) 調査事項「道路の申請、採択、工事等の状況について」	
調査の概要	那珂市の道路整備について現状を確認し、問題点を調査する。
これまでの経緯	<p>本件については、これまで何度か調査を行ってきた案件であり、直近の平成25年の調査では、委員から詳細な整備計画の作成や下水道との連携の必要性を訴える意見や、申請に対する採択、不採択の理由の報告を求める意見があった。</p> <p>委員会としては、整備の加速、効率化のための計画作成と予算増額、採択基準の明確化、自治会の意見を尊重した対応を市執行部に求め、調査を完了した。</p>
調査結果	<p>道路整備は、「整備基準」、「狭あい道路」、「暫定舗装」、「排水路整備」という4つの区分に分けられており、今回の調査では、それぞれの区分における採択件数や本年度の予定件数等が詳細に示された。なお、現在採択されている路線をすべて整備するための費用は概算で57億円ほどになることから、予算面の問題は未だ大きいと言える。</p> <p>採択基準の明確化については、一昨年頃から、採択結果の通知と併せて申請不採択の理由について説明を加えるという改善が見られた。</p> <p>市執行部としては、自治会と相談しながら、住民の要望が大きい部分はできるだけ手厚い対応をしていきたいとのことであるため、委員会からは、進捗状況が住民の目に見えるようにしつつ、一層の整備加速を図るよう求めた。</p>

### 《資料》道路整備協議採択箇所事業進捗状況

(平成28年4月)

	採択件数(協議件数)						27年度末		28年度予定				28年度末予定		28年7月末協議路線	備考
	21年度	22年度	23・24年度	25年度	26年度	27年度	未完了路線数	未着手路線数【H24以前】	工事予定路線	委託予定路線	用地交渉のみ路線	完了予定路線	未完了路線	未着手路線数【H24以前】		
整備基準	1 (2)	2 (2)	2 (3)	3 (3)	3 (3)	4 (6)	24	13 [7]	3	3	1	1	23	13 [7]	0	
狭あい道路	3 (10)	1 (1)	7 (11)	10 (13)	22 (25)	12 (15)	83	56 [12]	5	10	8	5	78	55 [11]	13	
暫定舗装	— (—)	— (—)	15 (18)	13 (13)	2 (8)	9 (11)	13	10 [1]	1	0	1	1	12	10 [1]	3	
排水路整備	— (—)	2 (2)	4 (12)	3 (4)	12 (16)	7 (8)	22	17 [—]	0	1	0	0	22	17 [—]	6	
計	4 (13)	5 (5)	28 (44)	29 (33)	39 (52)	32 (40)	142	96 [20]	9	13	10	7	135	95 [19]	22	

- ・整備基準  
幅員5.5m以上の道路
- ・狭あい道路  
幅員4m以上5.5m未満の道路
- ・暫定舗装  
幅員2.5m以上4m未満の道路
- ・排水路整備  
側溝等の整備

※採択件数には、条件付き及び一部採択を含む。  
27年度末未完了路線数は実施予定路線数になります。  
(暫定舗装で協議⇒狭あい道路で採択=狭あい道路にカウント)

# 教育厚生常任委員会報告書

## 1 平成27年度の主な活動内容

- (1) 開催回数 11回（うち市内視察1回、市外視察1回）
- (2) 調査事項 「高齢者福祉」について（平成28年3月調査完了）  
「子育て支援」について（現在調査中）

## 2 報告案件

	案 件 名	内 容
1	幼稚園保育料徴収条例の一部改正について	平成28年4月から、年収約360万円未満の世帯の保育料が、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子は無料となりました。
2	医療福祉費支給に関する条例の一部改正について	平成28年10月から、県の小児および妊産婦の医療福祉費制度（マル福）の所得制限が引き上げられましたが、那珂市では、少子化対策、子育て支援の施策として、マル福制度の所得制限を完全に撤廃しました。
3	中央公民館規則の一部改正について	中央公民館の休館日は、月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日となっていました。利用状況を考慮して、平成29年4月から、祝日に関わらず、毎週月曜日が休館日となります。
4	那珂市地域密着型サービス事業の整備について	平成29年度中に開設する、高齢者グループホームの事業者を募集し、応募のあった3事業者の中から、戸崎でグループホーム「かやの木」を運営している(有)福祉未来計画が選定されました。既存施設と合わせて、定員は18人になります。
5	調査事項「子育て支援」について	7月に、子育て支援に積極的に取り組んでいる自治体等で視察研修を行いました。 ①つくば市（子育て支援センター、病児保育） ②神奈川県厚木市（幼稚園送迎ステーション、あつぎ健康相談ダイヤル24） ③厚生労働省（医師不足・病院不足に対する今後の国の方針）

# 原子力安全対策常任委員会報告書

## 1 平成27年度の主な活動内容

- (1) 開催回数 4回
- (2) 取扱案件 原子力関連施設の防災、安全対策等について

## 2 報告案件

(1) 原子力関連事業所の平成28年度年間事業計画について	
那珂核融合研究所	主な業務として、「JT-60SA」の真空容器への断熱板の取り付け作業を完了し、トロイダル磁場コイルの取り付けを開始していく予定。また、引き続きヘリウム冷凍機システムの試験運転を行う。 なお、組織改革により、平成28年度から那珂核融合研究所は量子科学技術研究開発機構の所管となったが、業務内容には変更はない。
三菱マテリアル	核燃料の加工・製造業務は停止中。事業所内でこれまでに発生した廃棄物を保管しているため、定期的な点検、巡視を行いながら、必要があれば速やかに廃棄物の容器を交換するなど、安全管理の徹底に努めていく。
三菱原子燃料	また、新たな廃棄物の発生の抑制、既にある廃棄物の焼却、圧縮などによる減容を継続する。
日本原電	基本的に昨年度の事業の継続であり、東海発電所は廃止措置のための熱交換機器の解体工事を進め、第二発電所は設置変更許可申請がまだ途中であるため、引き続き施設の維持管理に努める。 なお、新たな燃料の輸送計画はないものの、解体工事による廃棄物や使用済み燃料などの放射性物質は依然として施設内にあるため、安全管理を徹底していく。
(2) 広域避難計画策定の進捗状況	
主な進展として、筑西市、桜川市の避難先の施設が示された。今後、実走を行って避難先までのルートを直接確認した後、避難所のマップを作成するとのこと。マップは全世帯に配布される予定。	
(3) 気体廃棄物の放出状況	
いずれの事業所も放出管理目標値を下回っており、適正に管理されていることを確認した。前回の報告会から現在まで、異常はない。	

## 3 その他

平成28年9月30日（金）に、議会全体として、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の視察を行い、安全への取り組み状況を確認した。



# 那珂市議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民及び議会（第4条—第7条）

第3章 議会運営（第8条—第10条）

第4章 議会組織（第11条—第14条）

第5章 市長等、議会及び議員（第15条—第18条）

第6章 議員の活動原則（第19条—第22条）

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続（第23条・第24条）

### 附則

地方自治体は、昭和22年に施行された日本国憲法及び地方自治法に基づき、住民福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

その地方自治体は、地域の問題は地域で考え解決するという住民自治の原則から、住民の代表として選挙で選ばれた首長及び同じく住民の代表である議員により構成される議会が、お互いに緊張感を保ち、切磋琢磨しながら地方政治を推進する形態となっている。

地方議会は、発足して半世紀以上が経過し、地方自治の根幹として、大きな社会情勢の変化に対応し、数々の重要課題に対峙し、決断を重ねながら、自治体の住民福祉の増進のために重要な役割を果たしてきた。その結果、日本はめざましい発展を遂げ、豊かな社会を実現し、成熟した社会を迎えている。現在、地方分権の時代が到来し、自立した地方自治体を目指すために、市町村合併や協働のまちづくりを推進するなど、地方議会の果たすべき役割は益々大きくなっている。しかしながら、その一方で、地方議会に対する住民の関心や存在感は、希薄化してきている。このようなことから、地方議会は、積極的な議会改革を展開するとともに、議会への市民参加を促進するため広く情報提供をするなど、議会の活性化を図るための努力を重ねている状況にある。

那珂市議会は、市民の意見を市政に反映する住民自治及び国から独立して地方行政を行う団体自治に基づき地方分権を推進するため、那珂市の議決機関として、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化など、議会運営の改善及び改革に取り組み、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び関係法令に定めのある議会の権限を行使し、使命を十分に果たすため、議会及び議員の基本原則、その他議会に関する基本事項を示し、開かれた議会として、市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の基本原則)

第2条 議会は、市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担うことから、次に掲げる事項を基本原則として運営するものとする。

- (1) 議員の自由討議と民主的な合意形成により、公正で最良な市の意思決定をすること。
- (2) 市政等に関する調査研究を行い、監視、改善及び政策策定をすること。
- (3) 本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）の内容について情報提供をすること。
- (4) 市民の意見を聴取する機会を確保すること。
- (5) 会議等は、公開すること。
- (6) 効率的で効果のある議会運営を行うため、改善や改革に取り組むこと。

(議員の基本原則)

第3条 議員は、議会において、次に掲げる基本原則により活動するものとする。

- (1) 品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすること。
- (2) 自由討議により、論点及び争点を明確にして合意形成に努めること。
- (3) 市政等に関する調査研究を行い、政策提言に努めること。
- (4) 市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (5) 議会の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

## 第2章 市民及び議会

(市民及び議会の関係)

第4条 議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

(市民等の意見陳述)

第5条 議会は、市民等から提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

(議会の情報提供)

第7条 議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行うものとする。

## 第3章 議会運営

(議員の自由討議)

第8条 議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

(議会の調査制度等の活用)

第9条 議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、学識経験者、市民等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

(常任委員会の活性化)

第10条 常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2 常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

#### 第4章 議会組織

(議員定数及び議員報酬の改正)

第11条 議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(議長及び副議長の選出)

第13条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議会予算)

第14条 議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実現するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

#### 第5章 市長等、議会及び議員

(反問及び一問一答)

第15条 議会の会議等において、出席している市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2 議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(市長による政策の形成情報の説明)

第16条 議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等（以下「政策等」という。）について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) 起源及び背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の有無及びその内容

(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討

- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (市長の附属機関への議員就任)

第17条 議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

(市長等との緊張感の保持)

第18条 議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

#### 第6章 議員の活動原則

(政務活動費の透明性の確保)

第19条 政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(政治倫理の遵守)

第20条 議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

(会派)

第21条 議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3 会派に関しては、別に定めるところによる。

(議員研修の実施)

第22条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

#### 第7章 議会及び議員の責務と見直し手続

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。